第57回 福島県公立学校退職校長会 郡 山 大 会

期 日 令和5年6月14日(水)会 場 郡山ビューホテルアネックス



開拓者の群像 (開成山公園)

主催福島県公立学校退職校長会後援郡山市教育委員会連絡協議会郡山支会

目 次

	第57回] 福島県公立学村	交退職校長会君	郡山大会 B	∃程 …		• • • • • •	• • • • • • • •	2
I	開会	式	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • •			• • • • • •	• • • • • • • •	2
П	講	演					• • • • • •	• • • • • • • •	3
	演題	「近代日本の礎	安積艮斎」						
	講師	安積国造神社	宮司 安	藤智	重核	兼			
Ш	体 験 発	表							
	1 福島支	c部 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					• • • • • •	• • • • • • • •	4
	「リタイ	・ ヤ後は,利他 Yea	ars!]			字 [戸仙	助	
:	2 南会津	性支部 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					• • • • • •	• • • • • • • •	5
	「日本遣	建 御蔵入三十三	三観音」を取れ	オして		小木	木 宗	<u> </u>	
;	3 相馬支	三部 ••••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		• • • • • •		• • • • •	• • • • • • • •	6
	「本事業	美所における障がい	・者就労支援の	の現状と訳	果題」	古目	日雄	<u>-</u>	
IV	大会宣	言					• • • • • •	• • • • • • • •	7
v	閉会	式						• • • • • • • •	8
	参考資	籽 令和5年度	「要望活動」の	の方針・・					9
ı	参考資	子料 県大会及び位	本験発表支部					• • • • • • • • •	1 0
ı	★会役	は員・大会実行委員	₫					• • • • • • • • •	1 1
ı	■ 福島県	人公立学校退職校县	長会役員 ・・・・				• • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	1 2
ı	■ 福島県	L公立学校退職校.f	長会会則等 ・・					··13∼	1 5

第57回 福島県公立学校退職校長会郡山大会日程

10:00 10:30 11:10 11:20			20 12	12:20 13:10			35 14:	14:45 14:55		
	受付	開会式	休憩	講演	昼食・懇談	体験発表	休憩	大会宣言	閉会式	
	(30)	(40)	(10)	(60)	(50)	(75)	(10)	(10)	(10)	

I 開 会 式 10:30~11:10

- 物故会員への黙祷 -
- 1 開式のことば
- 2 国歌斉唱
- 3 会長あいさつ
- 4 大会実行委員長あいさつ
- 5 来賓あいさつ
 - (1) 福島県教育委員会教育長 様
 - (2) 郡山市長 様
- 6 来賓紹介·祝電披露
- 7 閉式のことば

11:20~12:20

演題 「近代日本の礎 安積艮斎」

講師 安積国造神社 宮司 安 藤 智 重 様

【講師紹介】

- 昭和42年郡山総鎮守・安積国造神社宮司家に生まる。平成2年早稲田大学教育学部国語国文学科卒業。平成3年國學院大學神道学専攻科修了,安積国造神社に奉職。
- 平成26年第37回福島民報出版文化賞正賞(艮斎文略)。
- 現,安積国造神社宮司,学校法人安積幼稚園理事長, 全国神社保育団体連合会副会長。



【著作等】

- □『艮斎文略 訳注』『洋外紀略 訳注』『遊豆紀勝 東省続録 訳注』『艮斎詩略 訳注』 『艮斎間話 全現代語訳』(明徳出版社)
- □『マンガで読む儒学者安積艮斎』(文芸社)
- □『安積艮斎 近代日本の源流』『東の艮斎 西の拙堂 対談』 『安積歴史入門』(歴史春秋社)
- □『安積艮斎と近代日本の教育』(『講座近代日本と漢学 第2巻』 戎光祥出版)

【講演要旨】

- 安積艮斎立志伝。 郡山の宮司家に生まれ,煎り豆を糧に江戸に上り,儒学者として名を上げ昌平坂 学問所教授に至る。
- そもそも儒学とはなにか。幕末明治に愛読された思想啓蒙書『艮斎間話』。
- 尚歯会の交友と蛮社の獄。国防を論じた『洋外紀略』。 黒船来航における国書の和訳と意見書。
- 門下生3000人。近代国家日本形成期に安積塾から人材を輩出。 吉田松陰,岩崎弥太郎との師弟関係。
- 近代日本の思想・教育・文学への影響。

1 「リタイヤ後は、利他 Years!」

福島支部 宍 戸 仙 助

(認定 NPO 法人 シーエスアールスクエア 理事長)

- 1. 発表タイトル: 「リタイヤ後は、利他 Years!」
- 2. サブタイトル:「東南アジア山岳少数民族の子どもたちの瞳の輝きに学ぶ」
- 3. 発表要旨

福島県公立学校長を退職後通い始めた東南アジア,ベトナム,ラオス,タイ,カンボジアの山奥。そこには,日本では,滅多に見ることのできない瞳輝く子どもたちの姿があった。

SDGs で定める目標の絶対貧困レベル1日1.9 USD, その半分以下で暮らしながらも、家族を思いやり、懸 命に働きながら、「幼い弟や妹に、学校で、学びたいだ け学ばせてあげたい。」と訴える子どもたち。その姿に は、私たちが生涯幸せであるための大きなヒントが隠さ れていた。



Lam Binh 郡, Phuc Yen 小学校, Na Kieng 分校, 建設

また,講演活動は,通算540回を超え,国内では, 北海道東部から広島県・島根県まで,海外での講演も 東南アジア各国のほか,USA・ロサンゼルスからフ ランス・パリまで,十数回となっている。

昨年9月、寄付者の方々が国税庁から税制上の優遇措置「寄附控除」を受ける資格「認定NPO」に認証いただき、また、今年2月には、ベトナム・海外NGOの登録も二度目の更新ができた。すべてがボランティアであることから学べる「自己有用感」の喜びから、いつまでも、「夢と希望」をいだき、育むことができることの有り難さを痛感している。

フランス・パリ, Ecole-Normale-Superieure 大学院大学での講演会ポスター



ベトナム北部, Tuyen Quang 省, Lam Binh 郡, Xuan Lap 小学校にて

ベトナム・ラオスを中心に、山奥に住む山岳少数民族の貧しい村々の支援に明け暮れ10年。学校建築・小規模水力発電所建設による電気の供給・寮・トイレ・飲料水用井戸掘削・飲料水用水浄化システムの建設・大型テレビやプロジェクターなどの教育機器の寄贈・奨学金制度の立ち上げなどに懸命に取り組んできた。



2 「日本遺産 御蔵入三十三観音」を取材して

南会津支部 小 林 宗 一

1 はじめに

南会津とはどんな地方か

福島県の奥地,雪が多く寒い地方,僻地,過疎地帯等々…。

しかし、過去には大きな出来事も

伊達政宗軍との戦い(天正17年 1589年)

- ・旧南郷村 河原崎城(城主 五十嵐和泉守)での伊達政宗軍との戦い 伊達天正日記(伊達軍が会津との戦いを記録した日記)によると和泉守軍をなで切りにしたという記録がある。
- ・旧伊南村 久川城(城主 川原田盛次)での戦い 詳しい記録が残っていない。

戊辰戦争(慶応4年 1868年)

富山藩屛風絵より

旧伊南村, 旧南郷村, 只見町での東軍, 西軍との戦い 大砲を撃ち合い激しい戦いがあった。 なぜ奥深い南会津でこのような戦いがあったのか。

交通の要所であったため

下野街道(日光・江戸)・沼田街道(群馬県沼田)・八十里越峠(新潟県三条市)・六十里峠(新潟県小出)

2 「日本遺産 御蔵入三十三観音」について

(1) 御蔵入とは

正式には「南山御蔵入領」といって、寛永20年(1643年)から幕府直轄地となった土地をいう。南会津郡全域、大沼郡の大部分、栃木県藤原五十里湖までの領域で約5万5千石。

- (2) 発行の意図
- (3) 旧南郷村和泉田の住民が中心に設立した理由
 - ・河原崎城での伊達政宗軍との戦いの後の焼亡した和泉田 仏の広大な慈悲をよりどころに迷いの闇を照らそうと御蔵入三十三観音を設立か。**和泉** 田の中山玄智を中心に江戸の代官に願い出。
 - **1番札所** 和泉田組梁取村 成法寺 木造聖観音菩薩座像(県指定重要文化財) 成法寺観音堂(国指定重要文化財)
 - · 3 3 番札所 和泉田 泉高堂 千手観音座像
- (4) 僻地, 山間部で札所を設立できる理由

信仰心の厚さ,そして**麻栽培で富豪**となった豪商

- · 2 7番札所 大橋 清水堂 千手観音立像
- (5) 秘仏となった観音
 - ·10番札所 小野観音堂 十一面観音立像
- (6) 地域住民の取材協力
 - ・**13番札所** 南倉沢 獄の堂 聖観音立像 地区総出(21戸)による撮影協力
 - ・仕事を中断してのお堂の解錠と仏像撮影協力

3 取材を終えて

- ・当時の信仰の厚さ
- ・地区の人口の減少や高齢化によるお堂維持の困難さ、住職不在の空き寺
- ・文化財保護への願い

3 「本事業所における障がい者就労支援の現状と課題」

相馬支部 吉 田 雄 二

はじめに

本法人は、本年10月で創立25周年を迎えます。現在、就労継続支援B型事業と本年4月に開設した生活介護事業を実施しています。両事業とも生産活動や集団生活を通して、一人ひとりの実態に応じて社会性や協調性を育み、社会生活を営む上で基盤となる習慣やマナーを身につけてもらうための生活支援や地域生活を営むために必要な生産活動、余暇活動の支援の充実に努めています。就労継続支援B型事業所スマイルセンターには29名の利用者の方が通所しています。利用者の皆さんとのかかわりは今年で9年目を迎えますが、生活支援や作業支援を通し彼らの成長ぶりに驚きと支援の在り方を考えさせられる毎日です。

1 利用されている方の実態

10代後半から60代後半まで幅広い年齢層の方が在籍しています。知的障害が主ですが、肢体不自由、精神障害、中には強度行動障害のある方など多岐にわたっていますし、障害の程度も様々です。

2 作業内容について

作業は、施設内作業と施設外作業に分かれています。施設内では、段ボールやシャープペンの組み立て、海苔のし、エアーキャップカット、ネットメロンの栽培、藍染等を行っています。ネットメロンの栽培と藍染は自主作業として数年前から取り組んでいるもので、販路を少しずつ広げているところです。

施設外作業としては、社会福祉協議会のはまなす館清掃、市郷土蔵清掃、福島ニチアスの部品点検等、職員が同行しての作業と利用者の方が単独で行う作業があります。

利用者の皆さんは、月末に支給される工賃を楽しみに作業に取り組んでいます。

3 支援の実際

障害の程度にかかわらず、一人ひとりの可能性を絶えず追求する姿勢を大切にしています。利用者の持ち味やよさを伸長させながら障害の特性に応じた支援ができるよう個別支援計画に基づいて、本人の意志決定を重視したかかわりや作業工程の工夫、治具の開発と提供等に力をいれています。

また,経験が浅い職員も多く,職員のスキルアップを図り,質の高いサービスを提供できるよう研修やケース会議を計画的に実施しています。

年間を通して,生活に潤いとメリハリをもてるよう行事も大切にしています。社会体験事業や 季節の行事など,利用者の皆さんが喜んで参加できる内容を工夫しています。

4 課題

- (1) 障害の重度化・多様化と高齢化がすすみ、一般就労をめざせる利用者が極めて少ない現状にあります。彼らが生きがいや働きがいを感得できる支援の工夫が求められています。
- (2) 本人が就労を希望しても家族が反対している事例、その逆の事例もあります。本人と家族への情報提供や就労支援のネットワークを活用した企業実習の開拓・提供等、一般就労に向けた支援を充実させていく必要があります。
- (3) 市内と近隣市町村にB型の事業所の開設が増えています。事業所間の連携,行政等関係機関との連携を強化し,支援を受けながら地域で自立的な生活ができる体制をつくることが大きな課題です。



大 会 宣 言

私たち福島県公立学校退職校長会は、創立以来、先人の教育に寄せる熱い思いと献身的な 取組を継承して半世紀を超える歴史を重ねてきた。この間、自らの生活の向上、地域社会の 伸展、そして本県教育振興への寄与と発展のために様々な取組を行ってきた。

しかしながら、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故によって、私たちの生活は大きく様変わりし、12年が経過した。被災地区においては現在もなお原発事故の収束と復興・創生への遠い道のりが続いている。また、新型コロナウイルス感染症が世界的に猛威を振るい、本県においても憂慮すべき事態が続いている。

このような中にあって、私たちは、本会の存在意義を改めて見つめ直し「双葉の灯を消さない」よう、組織力を活かすとともに、これまで積み重ねてきた会員一人一人の経験と知恵を活かし、ふるさと復興の支援活動を進めてきた。また、新しい生活様式を取り入れ、新型コロナウイルス感染予防を徹底しながら本会並びに各支部活動を展開しているところである。

ここに、第57回郡山大会の開催にあたり、下記事項の実現に向けて決意を新たにするものである。

記

- 一 ふるさと・ふくしまの復興・創生に向けて、地域社会の活動に積極的に協力し、一人 一人が生きがいをもって生活することができるよう努める。
- 一 さらなる魅力ある会を目指すとともに、支部活動や地域社会貢献活動を充実させ、会 員同士のふれ合いや支え合いを一層深めるよう努める。
- 一 本県の未来を担う子どもたちの豊かな心とたくましく生きる力を育むための教育環境の整備が図られるよう、教育機関や関係諸団体との連携を密にし、会員の経験を活かした活動に努める。
- 一 退職後の生活の再建・安定のために、年金生活が保障され、保険・医療、福祉等の制度がより充実されるよう、現職校長会をはじめ関係団体との連携を図りながら要望活動の強化に努める。
- ガイドラインに基づき、新しい生活様式を積極的に取り入れ、新型コロナウイルス感染予防対策を徹底する。

令和5年6月14日

第57回 福島県公立学校退職校長会郡山大会



14:45~14:55

- 1 開式のことば
- 2 次期開催ブロック支部代表あいさつ
- 3 閉式のことば



【要項袋写真 - 采女踊りとビッグアイ (郡山駅前)】 采女踊りは「安積山影さえ見ゆる山の井の…」の万葉集に歌われる『采女伝説』からつくられ、夏の風物詩となっている。 また、ビッグアイは、安積開拓の精神を受け継いだランドマークとして郡山の「顔」となっている。



【要項表紙写真 - 開拓者の群像 (開成山公園)】

開拓者の群像は、1992年の「ふるさと創生事業」により 建立された安積開拓顕彰の石塔とブロンズ像のモニュメント である。彫刻は、郡山市名誉市民「三坂耿一郎」氏による。 群像は、安積開拓に尽力した中條正恒、大久保利通、ファン・ ドールンなど。



【要項裏表紙写真 - 郡山布引風の高原(湖南町布引山)】 布引風の高原は、猪苗代湖の南に位置する標高約1000m の高原で、磐梯山や猪苗代湖が一望できる。

日本最大級の風力発電所となる33基の巨大風車の下,夏はヒマワリが咲き誇る。

参考資料

令和5年度「要望活動」の方針

1 県事務局の要望活動

- (1) 震災後の要望書は、「東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故」の被災に鑑み、これまで本県教育に携わってきた立場から、学校教育のさらなる充実と会員の生活の再建・安定という喫緊の課題に焦点化・重点化した内容としてきたが、新型コロナウイルス関係やIC T化など「児童生徒及び教職員の喫緊の課題と対応」について、さらには優秀な教員の確保等についても勘案したものとする。
 - ※今後、状況の変化・推移や現職校長会との教育懇談会における意見等を踏まえて加除修正することもある。
- (2) 県事務局としての教育に関する要望活動は、県小・中学校長会及び県高等学校長協会等の要望事項を踏まえ、県教育委員会に対して懇談会形式で行う。
- (3) 年金・医療などの福祉関係の要望活動は、全国連合退職校長会及び福島県退職公務員連盟と 連携、協力して推進する。

2 各支部の要望活動

- (1) 県事務局作成の教育関係要望事項を参考に、各市町村教育委員会教育長に対して具体的な要望活動を行う。
- (2) 県事務局作成の介護保険関係要望事項を参考に、各市町村長に対して要望活動を行う。
- (3) 各支部・地域の実情に即した要望事項については、各支部ごとに、必要な機関・団体に対してそれらに関する要望活動を行う。(特に、中核市行政に配慮した内容等については、本要望事項を基に付加して行う。)
 - ※各支部ごとの要望書には、県会長名と支部長名を併記する。

3 要望内容

- 1 本県(当地区)学校教育の復興・充実のため、国(・県)との連携の下、将来を見据え、 さらなる教育諸条件の整備・充実に努めていただきたい。
 - (1) 通常の教育活動をより一層充実させるため、施設等の耐震化・老朽化対策を講じるとと もに、児童生徒が、安全で安心して学べる教育環境の整備・充実に努めていただきたい。 (新型コロナウイルス関係及びICT化、SDGs・ESD関連などを含む)。
 - (2) 学級減に伴う教職員の減少,学力の向上,児童生徒の心のケアや学習支援,体力の向上,いじめ防止,不登校解消,SNSの問題,放射線教育の充実,教員の多忙化解消,働き方改革等,喫緊の教育諸課題に対応するため,復興関連予算の継続,標準法の改正,実態に即した効果的な施策等の企画・実行,加配教員や支援員の手厚い配置と優秀な教員等の計画的採用増,退職教員の活用などに努めて(を要望して)いただきたい。
 - (3) 本県(当地区)学校教育復興・充実のため、行政・学校・教育関係団体・県民(地区民)等が連携し合って持続可能な支援体制の整備をお進めいただきたい。
- 2 年金生活者や高齢者の生活の保障·安定を図るとともに、年金制度及び保険·医療·福祉 等の充実、退職者の再任用や講師の登用等について、関係機関に強く要望していただきたい。
 - (1) 未だ被災により避難を余儀なくされている年金生活者や高齢者の生活の再建と安定のために、引き続き特段のご高配をいただきたい。
 - (2) 公務員制度の一環としての「厚生年金制度」の趣旨を生かし、安定した年金生活が今後とも保障されるよう、特段のご高配をいただきたい。
 - (3) 医療保険制度や介護保険制度における高齢者の負担額減についての改革にご高配をいただきたい。
 - (4) 退職後の生活が保障されるよう、退職者の再任用や講師の登用等について特段のご高配をいただきたい。
 - ※ 要望書の提出先の違いによって、要望内容の順序や文言を入れ替える。

参考資料

県大会及び体験発表支部

平成18年度以降

年度	口	県 北	県 中 南	会津	浜
		福島大会	わが人生に幸あれ	「あいづっこ宣言」の	子どもたちと自然を共
1 8	4 2			具現に向けて	有して
		福島県文化センター	田村	北会津	いわき
		支部活動の充実と地	退職後の生きがいを求	会津坂下大会	これが「人生いろいろ」
1 9	4 3	域教育の支援	めて	1 -9 . 19 -1. 19	っていうことか!!
		安達	岩瀬	ウェディング ラウンジ ルティア	双葉 ベトナム学生との交流
2 0	4 4	史料を遺す 市史編纂室勤務から	田村大会	「やっていただく」か ら「やらせていだだく」	へトナム学生との父流 を通して
2.0		一 中文編祭主勤務から 福島	田村市文化センター	両沼	相馬
		アウトドアライフを	新しい自分との出会い	国登録有形文化財『奥	南相馬大会
2 1	4 5	楽しむ	好奇心、興味、創造の悦び	会津臣の郷』だより	THIND NA
		伊達	東白川	南会津	サンライフ南相馬
		二本松大会	朝河正澄氏について	猪苗代湖のしぶき	青少年の心に平和の砦
2 2	4 6			氷の発見と広報活動	を築く活動
		二本松御苑	郡山	耶麻	いわき
2 3	4 7		会津大会 東日本	大震災により中止	
		##*\#L\ \ \			+
0.4	4.0	菊に魅せられて	楽しく・かしこく・元気 よく	会津大会	東日本大震災・原発事 故と長期避難生活
2 4	4 8	安達	西白河	会津若松ワシントンホテル	双葉
		福島支部のクラブ活	東白川大会	「八重の桜」余談・会津	3.11 こども文庫
2 5	4 9	動と私の実践	米口川八云	藩秘話	「にじ」の開設と現状
		福島	棚倉町文化センター	北会津	相馬
	5 0	高子二十境巡り	若者と仕事	趣味を生かしての囲碁	創立50年記念
2 6			未来に生きる若者達のために	指導	いわき大会
		伊達	石川	両沼	スハ゜リソ゛ートハワイアンス゛
	5 1	伊達大会	国際理解とボランティ	退職後の生きがいは大	学校支援ボランティア
2 7		加生士さったし人給	ア 田村	正琴 南会津	の会
		伊達市ふるさと会館 日展への道	(ログラッド) 日本 (日本) 日本 (いわき 双葉の灯は消さない!
2 8	5 2	口版への担	云貝の子仪又仮伯期	会準大会 (耶麻支部担当)	
2 0		安達	岩瀬	会津若松ワシントンホテル	双葉
		信夫野讃歌	石川大会	地区会員の学校支援活	南相馬市復興への道の
2 9	5 3			動	りの中で
		福島	ホテル八幡屋	耶麻	相馬
		共に生きる社会を創	学校等支援ボランティ	魅力ある指導者をめざ	相馬大会
3 0	5 4	3	アバンクの活動	して	
		伊達	東白川	北会津	フローラ・ケ、ストハウス フェリーチェ
3 1		福島大会	健康づくりをめざすク ラブ活動のあり方	「学校の応援団」ボラ ンティアによる学校支	人権擁護委員としての 15年
元	5 5	ホテル福島グリーンパレス	ノノ佰駒ツ級リカ 郡山	接活動 両沼	いわき
			 予定の会津大会は新型		
2		17 41 4 千戌 闭作		コロノワイルへ必染払ノ 催,全会員に要項配付	いにより 1 十進物
	5 6	 中国内モンゴル自治	住民が楽しく生き生き	会準大会	あれから10年の今と
3	0 0	区植樹行	と活動する姿を求めて	(両沼支部担当)	未来
		安達	西白河	【書面開催】	双葉
		令和4年度開催	予定の郡山大会は新型	I.	トにより1年延期
4				三度に開催	
	5 7	リタイヤ後は,	郡山大会	「日本遺産 御蔵三十	本事業所における障が
5		利他 Years!		三観音」を取材して	い者就労支援の現状と
		福島	郡山ビューホテルアネックス	南会津	課題 相馬
6	5 8	安達大会予定	石川	耶麻	いわき
	1	1			

大会役員·大会実行委員

◇大会顧問 福島県公立学校退職校長会 顧 問 佐 藤 昌 志 小 野 孝 雄

室 井 君 男 佐 藤 俊市郎

◇大会会長 同 会長 福士 寛樹

◇大会副会長 同 副会長 鈴 木 昭 雄 工 藤 博

齋藤秀一沢 宏一

飯 沼 信 一

◇大会実行委員長 同 郡山支部 支部長 工 藤 博

◇大会実行副委員長 同 岩瀬支部 支部長 渡 邉 真 二

同 田村支部 支部長 根 本 保 男

同 郡山支部 副支部長 村 上 利 行

同 郡山支部 副支部長 皆 川 晃

同 郡山支部 副支部長 皆 川 正 信

◇大会実行委員

◇ 人云 ź	长11 安 月	ŧ															
係	名		Ž	委員	j j	氏 名	(統打	舌責任	者 () =	主任	\bigcirc	副主信	壬)		
総	務	● ◎	度 沒	& 月	皂 厉	戈 〇海	竜 日	日 乙	文 夫	O į	度 沒	& ラ	き 光	Ć			
庶	務	◎皆	JII		晃	〇古	Ш	光-	一朗								
会	計	◎緑	Ш	真	吉	〇矢	澤	武	志								
進	行	◎小	林		栄	村	上	光	市	岡	崎		強	三	輪	晶	子
会	場	◎市 森	川 山	正道	道 明	伊 堀	藤田	幸	夫隆	小橋	林本	伸宏	行克	武	藤	公	夫
		◎角	田	義	和	○皆	Ш	正	信	大	堀	満	広	佐ク	し間	俊	彦
受	付	深	谷	秀	三	尾	形	忠	吉	仲	村		巧	齋	藤	秀	峰
案	内	星		克	_	木	村	京	子	遠	藤	寿美	急子	湯	田	千賀	買子
		遠	藤		均	皆	Ш		晃	滝	田	文	夫	渡	邊	芳	光
接	待	◎圓	谷		円	<u> </u>	石	ひと	とみ	佐	藤	卓	弘				
記	録	◎渡古	邊川	晋 光-	一朗	大	関	彰	久	菅	原	秀	司	今	野		隆
救	護	◎角	田	義	和	北	條	スミ	ミ子	佐	藤	百台					

令和5年度 福島県公立学校退職校長会役員

男 顧 問 佐 藤 昌 志 小 野 孝 雄 室 井 君 佐藤 俊市郎

会 長 福士 寛 樹

副会長鈴木昭雄工藤博齋藤秀一沢宏一

飯沼信一

監事 栗林正樹 菅井一良 鈴木恵一

評 議 員

(福 島)鈴 木 雄 持 地 隆 (伊 達) 古 睦 男 吉 穂 昭 宮 蓬 田 (安 達)伊 藤 髙 島 (郡 山) 工 博 皆 Ш 晃 末 吉 徹 藤 也 (岩 瀬)渡 真 多 淳 (石川)富 矢 吹 邉 本 嗣 畄 高 春 伸 村)根 男 正 (田 本 保 佐久間 春 (西白河) 栗 林 樹 鈴 木 雪 光 且 (東白川) 下 重 康 仁 佐. JII 幸 信 (北会津) 齋 藤 秀 本 田 樹 (耶 麻) 菅 井 良 呵 部 (両 沼) 佐 玄 黒 健一郎 充 也 藤 目 (南会津) 齋 修 星 裕次郎 (相馬)高 敦 夫 井 上 恭 藤 野 _ (双 葉)鈴 木 恵 小野田 敏 之 (いわき) 沢 宏 村 田 哲

理 峯 島 和 彦 浅 テル子 貢 喜市郎 事 野 宮 前 安 田 野 崎 修 勝 見 五 月 佐 藤 忠 夫 勝則 司 渡 辺 大和田 岐 博 美 子 原 瀬 久美子 修 長 原 小檜山 宗 浩 吉 田 務

常任理事 事務局長 坂 爪 靖 夫 (事務局) 事務局次長 鈴 木 博

総務部 鈴木 博(兼) 川崎康宏 小柴治紀

井 関 和 明 内 藤 良 行

会計部 吉 尚 映 子 藤 浩 子 佐 調査部 小 松 隆 橘 内 薫 広報 部 瓶 洋 佐 藤 洋 允

福島県公立学校退職校長会会則

(名称•事務所)

第1条 この会は、福島県公立学校退職校長会と称し、事務所を会長が指定する所に置く。

(目的)

- 第2条 この会は、会員相互の旧交をあたため、生活の向上を図るとともに、本県ならびにわが国教育の向上につとめることをもって目的とする。 (事業)
- 第3条 この会は,前条の目的を達成するため,次 の事業を行う。

会員の親睦会,機関紙の発行,会員の互助慶 弔,会員の経済的社会的地位の向上,教育振興 のための社会活動,その他本会の目的達成のた め必要な事項。

(組織)

第4条 この会の会員は、福島県の公立学校長職 にあった退職者をもって組織する。

更に, 現職にある公立学校長を賛助会員とすることができる。

(役員)

第5条 この会に次の役員をおく。

会長1名,副会長5名,監事3名,評議員 若干名,理事若干名

(役員の選出及び任期)

第6条 会長・副会長・監事は評議員会で、会員 の中から選出する。

評議員は、各支部から2名を選出する。うち 1名は支部長をこれに充てる。

理事は、会長が委嘱する。

役員の任期は2年とし再任を妨げない。補欠 役員の任期は,前任者の残任期間とする。

役員の任期が終了しても、後任役員が定まらないうちは、なおその職務を行うものとする。 (役員の任務)

第7条 会長は会務を総理し本会を代表する。

副会長は会長を補佐し、会長事故有るときは、あらかじめ会長の定める順序でその職務を代理する。監事は会計を監査する。評議員は会員を代表して会務を審議し、これを議決する。理事は会務を処理する。

(顧問)

- 第8条 この会に顧問をおくことができる。顧問 は評議員会で推薦し、会長の諮問にこたえる。 (事務局)
- 第9条 この会に事務局をおく。事務局の組織は は別にこれを定める。

(会議)

第10条 この会の会議は、評議員会・大会・理事会・支部長会とする。

評議員会は本会の決議機関であって,会則・役 員選出・予算その他重要事項の審議にあたる。

大会は毎年1回以上開き、必要な事業を行う。 理事会は会務の執行について協議し、これを 処理する。

支部長会は、会務の円滑な執行を図るため、必要に応じて開催することができる。

(会計)

第11条 この会の経費は、会費・寄付金等をもってこれに充てる。ただし、満90歳以上の会員からの会費はこれを徴収しない。

会費の額は評議員会で決める。

この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、 翌年3月31日に終わる。

(支部)

第12条 この会に次の支部をおく。

(福島・伊達・安達・郡山・岩瀬・石川・

田村・西白河・東白川・北会津・耶麻・両沼・南 会津・相馬・双葉・いわき)

支部に関することは別にこれを定める。

(会則改正)

第13条 この会の会則は評議員会の決議によら なければ変更することができない。

(細則)

第14条 この会に必要な細則は理事会でこれを 定めることができる。

(施行)

第15条 この会則は昭和40年4月9日から施 行する。

昭和44年5月28日改正施行

昭和48年6月25日改正施行

昭和49年5月27日改正施行

昭和50年5月31日改正施行

昭和52年5月28日改正施行

昭和54年6月 2日改正施行

昭和57年4月22日改正施行

昭和59年4月22日改正施行

昭和60年4月26日改正施行

平成10年4月22日改正施行

平成12年4月19日改正施行

平成19年4月19日改正施行

ただし、改正後の会則 11 条の施行以前の免除 会員については、なお従前の例による。

【福島県公立学校退職校長会申し合わせ事項】

2. 会則第11条 (会計) に関すること 会員の会費の徴収について、次の2点を16年度より実施する。

[平成16年4月22日評議員会決議]

- (1) 毎年度、4月1日から5月31日までに亡くなられた会員の会費は徴収しない。
- (2) 心身の障害等で支部会費を免除されている会員については、本会の会費を免除することができる。
- 3. 会則第4条(組織)に関すること [平成19年4月19日評議員会決議] 県外の公立学校長職にあった退職者で、県内に在住し、当該支部が認めた場合は会員となることができる。
- 4. 会則第3条(事業)に関すること [平成20年4月17日評議員会決議] 年度途中緊急の依頼によって、会の事業として引き受けなければならない事態が生じた場合、会長の判断により引き受けることができる。ただし、その結果を次年度の評議員会に報告するものとする。
- 5. 慶弔規定3 (弔意) に関すること [平成30年4月17日評議員会決議] 会員やその家族等と「やむを得ない事情」で連絡が取れずに、死亡が判明した時には、会費未納期間が2年以内の場合、会員死亡として弔意を表す。ただし、遺族等からの辞退申し入れがあった場合は、この限りではない。なお、この申し合わせ事項は、既に心身の障害等で支部会費が免除されている会員及び90歳以上で会費を免除されている会員には該当しな
 - (1) 会員継続の意思判断が得られない場合
 - (2) 本人の所在が不明である場合
- ※ 会則10条(会議)に関すること

〔平成31年4月23日評議員会決議〕

「支部長会は、会務の円滑な執行を図るため、必要に応じて開催することができる。」とあるが、「当分の間、毎年1回開催する。」〔平成16年4月22日評議員会決議〕を削除する。

福島県公立学校退職校長会慶弔規程

- 1. この規程は会則第14条に基づき慶弔に関する規程を定める。
- 2. 会員が95歳及び100歳を迎えたときは、記念品を添えて「賀寿」を贈呈する。その他の慶事に関しては、特別な場合を除き支部に委ねる。
- 3. 弔意は次の通りとする。会員死亡の場合, 弔辞及び 香典3,000円を贈る。ただし, 元現の会長・副会 長・監事・顧問・支部長・理事に弔辞及び香典5,0 00円を贈る。
- 4. 必要生じたる場合、会長において裁量し、理事会に報告する。
- 5.この規程は昭和56年11月25日から施行する。
 - ·昭和56年4月14日改正施行
 - ・平成 3年1月30日改正施行
 - ・平成22年4月20日改正施行
 - · 平成24年4月27日改正施行

福島県公立学校退職校長会事務局規程

- 1. この規程は、会則第9条、第14条に基づき、事務局の組織及び運営に関することを定める。
 - 2. 事務局員は、会長の指名する理事(常任理事という)をもって組織する。
 - 3. 事務局に次の部を置く。
 - (1) 事務局長
 - (2) 総務部 若干名
 - (3) 会計部 若干名
 - (4) 調査部 若干名
 - (5) 広報部 若干名
 - 4. 事務局の任務は、おおむね次のとおりとする。 事務局長は、会長の命を受けて事務局を総括する。 総務部は、総務関係事務を処理する。 会計部は、会計関係事務を処理する。 調査部は、調査関係事務を処理する。

広報部は、会報等広報関係事務を処理する。

- 5. 必要に応じ本会の運営及び事務処理について協議 するため、事務局会を開く。
- 6. この規程は昭和56年11月25日から施行する。
 - 平成 9年4月改正施行
 - ·平成25年3月改正施行

福島県公立学校退職校長会旅費に関する規程

- 第1 この規程は会則第14条に基づき、旅費に関する必要な事項を定め、会務の円滑な運営に資するとともに、会費の適正な支出を図ることを目的とする。
- 第2 本会の役員が会務を遂行するために自宅を離れ用 務地に移動したときは、当該役員に旅費を支給する。
 - 2 旅費の種類は鉄道賃・車賃, 日当, 宿泊料, その他用 務に必要な費用とする。
- 第3 支給する鉄道賃・車賃の基準は次のとおりとする。
 - (1) JR 等の電車 (新幹線含む)・バス等の交通機関 を利用する場合は、その鉄道賃・車賃の実費を支給 する
 - (2) 私有自動車を使用した場合、車賃は次のとおりとする。
 - ① 単独で使用する場合は、1km 当り25円で計算する。
 - ② 同乗者と共に使用する場合は、1km 当り40円 で計算する。ただし、同乗者には車賃を支給しない。
 - ③ 高速道を使用した場合は、その料金を別途支給 する。ただし、片道の走行距離が30km以上の場 合とする。
- 第4 日当は、用務の日数に応じ1日当りの定額により 支給する。
 - 2 次の各号に該当する用務の日当は、1日当り1,000円とする。
 - (1) 会則第10条に定める会議 (評議員会・県大会・ 理事会 (事務局会を含む)・支部長会)
 - (2) 監査会
 - (3) 全連退理事会及び総会、副会長会、事務局長会
 - (4) 東北地区退職校長会協議会
 - (5) その他会長が必要と認める用務
- 第5 宿泊を伴う用務については、宿泊に要した費用の 実費を支給する。その際、宿泊費の上限は、一泊につ いて10、000円とする。
- 第6 その他用務に必要な費用は、全連退総会、東北地 区退職校長会協議会の参加費を含み、当該用務の参 加費の実費を支給する。
- 第7 この規程は、平成21年4月21日から施行する。

附則

平成27年4月27日改正施行 平成29年3月10日一部改訂4月1日施行

福島県公立学校退職校長会「ぬくもり 基金」規程

1. 名称

福島県公立学校退職校長会(以下「本会」という)に 基金を置き、「むくもり基金」(以下「基金」という)と 称する。

2. 目的

基金は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力 発電所事故の被災により、本会運営の困難な情況に対 応するために助成することを目的とする。

3. 原資

基金の原資として、秋田県退職校長会から寄せられた支援金及び同様な目的のために寄せられた支援金・ 義援金や寄付金をもって充てる。

4. 委員会

本会事務局に若干名からなる「ぬくもり基金運用委員会」を設置する。委員は会長が任命し、委員長は互選とする。委員長は、運用全体を統括する。

5. 運用

基金の運用は、別に定める「ぬくもり基金運用要綱」 に従って「ぬくもり基金運用委員会」が行う。

6. 報告

「ぬくもり基金運用委員会」は、基金運用事業について毎年評議委員会に報告する。

附 則 この規程は平成27年4月27日より施行する。

福島県公立学校退職校長会「ぬくもり 基金」運用要綱

1. 助成対象

助成対象は以下のいずれかに当てはまる事業とする。

- (1) 県大会の運営に関すること
- (2) 東北地区協議会に関すること
- (3) 緊縮予算の補填に関すること
- (4) その他「ぬくもり基金運用委員会」が必要と認め た事業
- 2. 助成金額

1件に関する助成金額を,原則として6万円以内と する。

3. 助成件数 助成件数は原則として年間3件以内とする。

4. 助成選定

助成対象の選定は、「ぬくもり基金運用委員会」が行う。選定結果を事務局会に報告し、会長の承認をもって 最終決定とする。

5. 成果報告

助成を受けた事業については、終了後に事業報告書 (別紙)を提出する。

附則

この要綱は、平成27年4月27日より施行する。



郡山布引風の高原(湖南町布引山)